

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第22回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和2年3月25日(水) 午前9時30分～午前10時55分

場 所 第一会議室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉(欠席)	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について
- (2) 農地法第5条許可申請について
- (3) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 22 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、9 番小畑委員、2 番中間委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 2 ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図 1 ページからページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は 1 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
8 番委員	譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模ということでしたので、何ら問題はありませんでした。以上です。
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	質問がございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。

議 場	はい。
議 長	<p>議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>今月の申請は 2 件でしたが、受付番号 2 番は無断転用に関する案件のため議案に挙げず、総会後に皆さんの意見を聞きたいと思えますので、受付番号 1 番だけを説明いたします。</p> <p>受付番号 1 番、申請人は、〇〇〇〇様、申請地は〇〇町〇〇番〇〇、面積は 352 m²となっております。申請人は、現在借家住まいですが、子どもが成長し、家が手狭となったため、一般住宅を建設する計画です。</p>
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
9 番委員	<p>3 月 13 日、私と中間委員、事務局 2 名の 4 名で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、東が道、西が雑種地、南が雑種地、北が宅地に囲まれています。申請地に一般住宅を建築したいとのことでした。</p> <p>汚水、生活排水は、合併浄化槽で処理をするということで、被害防除計画のとおりに行いますとのことでした。</p> <p>近隣の宅地や農地に影響を及ぼすこともないため、何ら問題はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番の申請地は市役所から南西へ約 260m 位置し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に指定されている区域内にある農地であることから、農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地と判断します。</p> <p>申請人は、〇〇〇〇様です。申請人は、垂水市に居住する個人です。現在借家住まいですが、子どもが成長し家が手狭となったため、一般住宅を建設する計画です。</p> <p>代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことでした。</p> <p>資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が付されております。</p> <p>被害防除の面では、被害防除の面では、土砂や雨水が流出しないように擁壁を設置いたします。</p>

	<p>汚水及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理するとのことでした。周囲に影響が及ぶような農地はありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第 3 号農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。6 ページをお開きください。</p> <p>今月は、新規 52 筆、再契約 8 筆の合計 60 筆の利用権設定があり、田が 32,177 m²、畑は 8,771 m²、合計 40,948 m²になります。</p> <p>それでは 1 番からご説明いたします。</p> <p>1 番から 4 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。</p> <p>5 番から 11 番は再契約、〇〇〇〇さんで 5 年間の賃貸借です。</p> <p>12 番は再契約、〇〇〇〇で 5 年間の賃貸借です。</p> <p>13 番から最後 59 番までは、農地中間管理機構を通じた貸借ですが、1 月の定例会でもお話させていただきましたが、今まで「所有者と公社」の貸借のみを総会に諮っていましたが、「公社と耕作者」の貸借も総会に諮らなければならなくなりました。</p> <p>つきましては、13 番から 59 番までの間に、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で 2 回でてくることとなります。</p> <p>それでは、13 番から 59 番までをご説明します。</p> <p>13 番から 22 番と 31 番から 44 番、は新規、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人で貸借期間は 10 年間です。</p> <p>13 番から 21 番、それと、40 番から 42 番は使用貸借で、それ以外は賃貸借です。</p> <p>23 番から 25 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の使用貸借です。</p> <p>26 番、27 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の使用貸借です。</p> <p>28 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。</p> <p>29 番、30 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。</p> <p>45 番から 49 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。</p> <p>50 番、51 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の賃貸借です。</p>

	<p>52 番から 58 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の使用貸借です。 59 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の貸貸借です。 60 番は新規、〇〇〇〇さんで 10 年間の貸貸借です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の要件を満たしております。以上です。</p>
議 長	<p>次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>1 番から 4 番借人の〇〇〇〇さんが 1 番の〇〇〇〇さん 2 番から 4 番の〇〇〇〇さんから新規で 10 年間借りるということでしたので、何ら問題ありません。</p>
8 番委員	<p>5 番から 11 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さん再契約で 5 年間ということは何ら問題ありません。 12 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇でこれも再契約の 5 年ということは何ら問題ありません。</p>
6 番委員	<p>13 番から 19 番の貸人の〇〇〇〇さんは最近両親が亡くなり、〇〇〇〇さんに名義変更がなされたことに伴い、中間管理機構事業の活用に到り、借人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社ということで何ら問題ありません。</p>
8 番委員	<p>20 番 21 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が公益財団法人鹿児島県地域振興公社で新規で 10 年間ということの問題ありません。 22 番貸人が〇〇〇〇さん、借人が公益財団法人鹿児島県地域振興公社で新規で 10 年間ということの問題ありません。 23 番 24 番 25 番貸人が、公益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇さんで新規で 10 年間ということの問題ありません。 26 番 27 番貸人が、公益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇さんで新規で 10 年間ということの問題ありません。 28 番貸人が、益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇さんで新規で 10 年間ということの問題ありません。 29 番 30 番貸人が、益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇さんで新規で 10 年間ということの問題ありません。</p>
9 番委員	<p>31 番 32 番 33 番 34 番 35 番貸人が、〇〇〇〇さんで借人が公益財団法人鹿児島県地域振興公社で新規で 10 年間ということの問題ありません。 36 番から 42 番の貸人が、〇〇〇〇さんで借人が公益財団法人鹿児島県地域振興公社で新規で 10 年間ということの問題ありません。 43 番 44 番貸人が、〇〇〇〇さんで借人が公益財団法人鹿児島県</p>

	<p>地域振興公社で新規で10年間ということで問題ありません。</p> <p>45番46番47番48番49番貸人が、益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇さんで新規で10年間ということで問題ありません。</p> <p>50番51番貸人が、益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇さんで新規で10年間ということで問題ありません。</p> <p>52番から58番貸人が、益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇さんで新規で10年間ということで問題ありません。</p> <p>59番貸人が、益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇〇さんで新規で10年間ということで問題ありません。</p> <p>60番貸人が、益財団法人鹿児島県地域振興公社で借人が〇〇〇〇〇さんで新規で10年間ということで問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、担当委員ならびに事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
議場	なし。
議長	<p>異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、第22回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 葛 迫 巧</p> <p style="text-align: center;">署名委員 小 畑 良 之</p> <p style="text-align: center;">署名委員 中 間 信 二</p>